

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成14年10月7日

1. 報告・勧告のポイント — 職員の平均年間給与、4年連続の減少
(行政職：△14.7万円(△2.2%))

- ①初の基本給(給料表)の引下げ
- ②配偶者に係る扶養手当の引下げ(子等のうち3人目以降の引上げ)
- ③4年連続の期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.05月分)

2. 公民較差 — 職員給与が民間給与を上回る

行政職の職員の給与 (A)	民間給与 (B)	公民較差 (B-A)
391,504 円	382,877 円	△8,627 円 (△2.20%)

3. 勧告の内容 — 月例給、ボーナスの引下げ

- (1) 給料表の改定
全給料表の全給料月額引下げ

- (2) 扶養手当の改定

(単位：円)

区 分	現 行	勧 告	現行との比較
配 偶 者	16,000	14,000	△2,000
子等のうち3人目以降	3,000	5,000	2,000

- (3) 期末手当・勤勉手当の改定

(単位：月)

区 分	現 行		勧 告	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.45	0.60	1.45	0.60
12 月 期	1.55	0.55	1.55	0.55
3 月 期	0.55	—	0.50	—
年 間 計	3.55	1.15	3.50	1.15

(注) 平成15年度以降の年間計については、期末手当を3.25月分とし、勤勉手当を1.4月分とする。

- (4) 初任給調整手当の改定

(単位：円)

区 分	現 行	勧 告	現行との比較
医療職(一)の適用者	最高 316,400	311,400	△5,000
上記以外の医師	最高 51,600	50,800	△800

改定の実施時期は、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)とするが、4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、平成15年3月期の期末手当の額について、所要の調整措置を行う必要がある。

4. 報告・勧告にあたっての人事委員会の見解——「報告」のむすびでの言及

【給与改定について】

- (1) 給料表、初任給調整手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当及び給料の調整額については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。
- (2) 住居手当については、平成7年に報告で触れたところであるが、その後の他の都道府県の支給状況等を考慮して検討する必要がある。
- (3) 高齢層職員の昇給制度については、平成10年に報告で触れたところであるが、その後、国及び半数以上の都道府県が55歳昇給停止制度を導入している状況等を考慮し、検討する必要がある。
- (4) 特殊勤務手当については、定期的に見直しを行ってきているが、昨今の社会情勢等の変化をよりの確に反映させるため、本委員会において、随時、調査研究を行っていく。

【人事管理上の課題について】

- (1) 時間外勤務については、新行政システムの推進などによる事務の簡素化・効率化を図り、時間外勤務の縮減を一層推進する必要がある。
- (2) 年次有給休暇については、職員一人ひとり計画的な取得を進め、管理的地位にある職員は、年次有給休暇の趣旨を踏まえ、自ら率先して取得するとともに、業務の配分や進行管理に留意し、取得しやすい職場環境づくりに一層努める必要がある。
- (3) 心身両面からの健康管理対策に、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。
- (4) 男女共同参画社会の実現に向けて、介護休暇、育児休業等が十分に活用され、男女が共に働きやすい職場環境が実現されることが重要である。

【任期付採用制度】

平成12年4月に「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が、本年5月には「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」がそれぞれ公布された。本県においても、同法律の趣旨を踏まえ、他の都道府県の状況等を考慮し、本県の実情等に応じて任期付研究員等の制度の導入に向けて検討する必要がある。

5. 参考

(1) 勧告による改定額等の状況

項目	区分	本県〔行政職〕		国〔行政職(一)・(二)〕	
		改定額	改定率	改定額	改定率
給料		△ 7,031 円	△ 1.80 %	△ 6,427 円	△ 1.68 %
扶養手当		△ 355	△ 0.09	△ 618	△ 0.16
はねかえり分		△ 48	△ 0.01	△ 412	△ 0.11
特例一時金		—	—	△ 313	△ 0.08
合計		△ 7,434	△ 1.90	△ 7,770	△ 2.03
現行給与月額		391,504 円		382,866 円	
改定後の給与月額		384,070 円		375,096 円	
平均年齢		41.5 歳		40.9 歳	

(2) 職員の平均年間給与（行政職、平均年齢 41.5歳）

現行	勧告後	減少額（率）	4年間の減少額（※）
6,601,165 円	6,454,283 円	△146,882 円（△2.23%）	約 △32.8 万円

※ 平成11年：約 △9.4万円、平成12年：約 △6.7万円、平成13年：約 △2.0万円

(3) モデル給与例（行政職）

（単位：円）

役職	年齢	扶養者	月額	年間給与			4年間の給与の減少額
				現行	改定後	減少額	
係員	25	なし（独身）	191,600	3,256,500	3,190,140	△ 66,360	△ 163,260
	30	配偶者	252,700	4,310,240	4,191,355	△ 118,885	△ 238,220
係長級	35	配偶者・子1	316,900	5,471,709	5,322,413	△ 149,296	△ 299,178
	40	配偶者・子2	372,900	6,427,001	6,259,538	△ 167,463	△ 343,465
課長級	45	配偶者・子2	435,800	7,612,460	7,416,727	△ 195,733	△ 428,798
補佐級	50	配偶者・子2	450,800	7,875,159	7,673,452	△ 201,707	△ 454,695
課長級	55	配偶者・子2	482,200	8,542,647	8,316,928	△ 225,719	△ 512,878
部長級	55	配偶者・子2	592,900	11,333,048	11,028,122	△ 304,926	△ 764,788